



# ねんきんだより

令和8年2月号

No. 144



- ❄️ 源泉徴収票について (P2)
- ❄️ 年金関係書類送付にかかる  
自動応答受付サービスを開始しました (P7)  
— 源泉徴収票の再発行はこちらから —
- ❄️ 年金制度改正について (P7)

## 年金課問い合わせ先

- E メールアドレス S9000063@section.metro.tokyo.jp
- 年金課コールセンター 0570-03-4165 【ナビダイヤル】 平日 8 時 30 分から 17 時 30 分まで

## 東京都職員共済組合

(この「ねんきんだより」は一年間保存していただくと便利です。)

# 源泉徴収票について

年金課  
年金給付担当

## 「令和7年分 公的年金等の源泉徴収票」をお送りしました

源泉徴収票を送付する方（発送日 令和8年1月9日）

「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受給されている方

源泉徴収票を送付しない方

「障害」または「遺族」を給付事由とする年金を受給されている方（非課税のため）  
「在職中」などで令和7年中に年金の支給がなかった方

### ▶ 源泉徴収票の見方

確定申告に必要な書類です。大切に保管してください。

#### 令和 7 年 分 公 的 年 金 等 の 源 泉 徴 収 票

支 払 っ て いる 者	住所又は居 所	182-0022 東京都 調布市 国領町 * - * - *		氏 名		シ ュ キ ュ ウ ケ ソ シ ャ シ ロ ウ		年金証書記号番号	8 5 9 6 * * * * * * * * * * * *				
	氏 名	受給権者 四郎		生年月日	明	大	昭	平	年	月	日		
						*			20	03	03		
1	区 分	所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		2	支 払 金 額	源泉徴収税額							
		所得税法第203条の3第2号・第5号適用分			*** ** *	*** ** *							
		所得税法第203条の3第3号・第6号適用分											
		所得税法第203条の3第7号適用分											
4	本 人	源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の金額		
*	その他の障害者	ひとり親	寡 婦	一 般	老 人	特 定	老 人	其 他	特 別	其 他	千	円	
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族					
(フリガナ)	氏 名		区分	1	(フリガナ)	氏 名		区分	1	(フリガナ)	氏 名		
(摘要)				2	(フリガナ)				2	(フリガナ)			
支 払 者	法 人 番 号	2 7 0 0 1 5 0 0 0 5 7 4 2		所 在 地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号				名 称	東京都職員共済組合		電 話 番 号	0570-03-4165 【ナビダイヤル】

### ① 区分

所得税法203条の3第1号・第4号適用分	昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等の支給を受けている方
所得税法203条の3第2号・第5号適用分	退職共済年金の支給を受けている方
所得税法203条の3第3号・第6号適用分	当組合から支給する次の年金の支給を受けている方 老齢厚生年金・退職共済年金（経過的職域加算額）・退職年金（年金払い退職給付）
所得税法第203条第7号適用分	当組合では本欄の記載対象となる年金を支給していません。

## ② 支払金額

共済組合が支給した令和7年2月定期支給期分から令和7年12月定期支給期分までを合計した金額です。ただし、源泉徴収税額及び社会保険料の額を控除する前の額であるため、実際に振り込まれた金額とは一致しません。

## ③ 源泉徴収税額

共済組合が令和7年2月定期支給期分から令和7年12月定期支給期分までを支給した際に源泉徴収した所得税額を合計した金額です。「令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出した人は、申告内容に基づいた税額計算を行い、源泉徴収をしています。

## ④ 所得控除の内容

「令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」で申告いただいた所得控除の内容及び人数を表示しています。申告内容が実態と異なる場合は、共済組合では修正できません。確定申告により修正してください。

## 源泉徴収票に関するよくある質問

### Q1 源泉徴収票を紛失してしまいました。再発行はできますか。

A1 可能です。お電話またはメールで再発行をご依頼ください。なお、お電話から自動応答受付サービスによる再発行もできるようになりましたので、ご利用ください。ご利用については、7ページをご覧ください。（自動応答受付サービスは直近のものを受付けます）

※ 源泉徴収票の発送後から確定申告などの期間中は、電話が大変混み合います。メールや自動応答受付サービスでの再発行の連絡にご協力ください。（右側のQRコードをスマートフォンで読み込むとメールアドレスの入力が省略できます。）  
また、メールには以下内容をご記入いただけますようお願いいたします。  
・年金証書記号番号又は基礎年金番号 ・氏名 ・生年月日 ・連絡先  
（登録されているご本人様の住所以外の住所に送付することができません）



### Q2 令和7年分の源泉徴収票の電子交付はできますか。

A2 都共済の「マイナ手続きポータル」にご登録された方は、電子交付を受けることができます。ご利用については、5ページをご覧ください。

### Q3 令和7年10月頃に提出した扶養親族等申告書と申告内容が異なっているのはなぜですか。

A3 令和7年10月頃にご提出いただいたのは、「令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」です。今回お送りした「令和7年分 公的年金等の源泉徴収票」は令和6年10月頃にご提出いただいた「令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の申告内容に基づき作成しています。

### Q4 死亡した年金受給者について、準確定申告のための源泉徴収票は送付されますか。

A4 準確定申告のための源泉徴収票は死亡を把握したときから2～3か月後に発行しています。お手元に届かない場合は、共済組合にメール等でご連絡いただければ、お送りします。

都共済ホームページに、「公的年金等の源泉徴収票に関するQ&A」を掲載していますので、あわせてご覧ください。



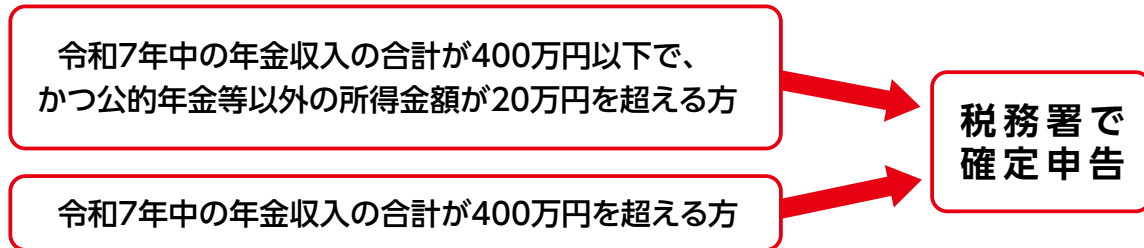
# 年金と確定申告について

退職・老齢を支給事由とする年金は、「雑所得」として所得税が課税されますので、一定額以上の年金を受給されている方は、受給のたびに所得税が源泉徴収されています。

年金は年末調整を行うことができないため、源泉徴収された所得税額の過不足を精算する場合には、所得税の確定申告を行うことになります。

次に該当される方は、ご自身で「確定申告」をする必要があります。

## ○ 確定申告の対象となる方



※令和7年中の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の申告を省略することができます。

※所得税の源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）の支給を受ける方は、確定申告書の提出が必要です。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

## ○ 確定申告により税の還付を受けられる可能性のある方（例）

- 税控除の対象となる社会保険料等を支払った方
- 扶養親族等申告書提出後、扶養親族に変更があった方  
※扶養親族がお亡くなりになった場合でも、その年については控除を受けられます。
- 10万円（注）を超える医療費を支払った方  
（注）その年の総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%の金額
- 年の途中から年金の支給が開始され、その他の所得がない方
- 65歳以上で、老齢基礎年金ではなく障害基礎年金を受給している方
- 老齢基礎年金の繰下げを希望し、受給していない方
- 令和7年度税制改正により、扶養親族等の要件を満たすことになった親族がいる方  
※詳細は、ねんきんだより令和7年10月号をご覧ください。

※公的年金以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告を省略できる場合であっても、住民税の申告が必要となる場合があります。詳細は、お住まいの区市町村住民税担当課にお問い合わせください。

確定申告については、お近くの税務署にお問い合わせください。  
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



## マイナポータルと連携した年金に係る確定申告のご案内

都共済のマイナ手続きポータルでは、公的年金等の源泉徴収票の発行対象となる方に、源泉徴収票を電子交付しています。本サービスはマイナポータルと連携しており、取得した源泉徴収票データにより、e-Tax（国税電子申告・納税システム）での確定申告書の作成を容易に行うことができます。是非ご利用ください！

**ご利用いただける方** 令和7年分 公的年金等の源泉徴収票を受領された方。

〈サービスの利用について〉

- 本サービスを初めて利用する場合は、都共済のマイナ手続きポータルへユーザー登録が必要です。（ユーザー登録時に基礎年金番号が必要です。）
- サービス利用時にマイナンバーカード及びスマートフォン等の機器が必要です。

詳細は、東京都職員共済組合ホームページをご参照ください。

### マイナポータルを活用した確定申告について

<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/nenkin/nenkintetuduki/kakuteishinkoku/post-206.php>



#### 本件に関するお問い合わせ

tokyosai\_e\_shishobako@section.metro.tokyo.jp

（左側のQRコードをスマートフォンで読み込むとメールアドレスの入力が省略できます。）

## 源泉徴収税額について

源泉徴収税額は、定期支給期ごとに計算します。

**源泉徴収税額 = (定期支給期の支給年金額 ※1) - 控除額 ※2) × 5.105% ※4)**

※1 65歳以上の方で、年金から社会保険料が徴収されている場合、「定期支給期の支給年金額」は、社会保険料を差し引いた後の額になります。

※2 ・老齢基礎年金の受給対象となる方  
（退職共済年金または老齢厚生年金を受給されている方、繰上支給の退職共済年金または繰上支給の老齢厚生年金を受給されている方）

**控除額 = (基礎的控除額〈表1〉 + 人的控除額 ※3) 〈表2〉 - 47,500円<sup>注</sup>) × 2カ月**

注：47,500円は老齢基礎年金が発生している者に係る調整控除額（所得税法施行令第319条の6）

・上記以外の方

**控除額 = (基礎的控除額〈表1〉 + 人的控除額 ※3) 〈表2〉) × 2カ月**

※3 扶養親族等申告書を提出しない場合、または「人的控除」がない場合は、「人的控除額」がない計算式となります。

※4 所得税の税率は一律5.105%となります。税率（5.105%）は、所得税率（5%）に復興特別所得税率を加算したものです。

なお、老齢厚生年金を受給されている方で、「定期支給期の支給年金額 - 控除額」が月額162,500円を超える部分の税率は10.21%となります。

## 〈表1〉 基礎的控除額

(令和7年分)

受給者の年齢	基礎的控除額（月額）	
	令和7年12月の精算時	令和7年の各月の年金支払時
65歳以上	公的年金等の月割額×25%+100,000円 (165,000円未満となる場合は、165,000円)	公的年金等の月割額×25%+65,000円 (135,000円未満となる場合は、135,000円)
65歳未満	公的年金等の月割額×25%+100,000円 (125,000円未満となる場合は、125,000円)	公的年金等の月割額×25%+65,000円 (90,000円未満となる場合は、90,000円)

(令和8年分)

受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	基礎的控除額（月額）
65歳以上	163万円以下 ( 老齢基礎年金の受給権がない方は242万円以下 )	公的年金等の月割額×25%+105,000円 (175,000円未満の場合は、175,000円)
	163万円超 ( 老齢基礎年金の受給権がない方は242万円超 )	公的年金等の月割額×25%+100,000円 (165,000円未満の場合は、165,000円)
65歳未満	213万円以下	公的年金等の月割額×25%+105,000円 (130,000円未満の場合は、130,000円)
	213万円超	公的年金等の月割額×25%+100,000円 (125,000円未満の場合は、125,000円)

## 〈表2〉 人的控除額

区分	内容	控除額（月額）	
受給者本人にかか る控除	①障害者に該当する場合	普通障害者	22,500円
		特別障害者	35,000円
	②寡婦またはひとり親に 該当する場合	寡婦	22,500円
		ひとり親	30,000円
配偶者および 扶養親族等にかか る控除	③源泉控除対象配偶者が いる場合	一般の控除対象配偶者	32,500円
		老人控除対象配偶者（70歳以上）	40,000円
	④源泉控除対象親族が いる場合 (16歳以上)	一般の扶養親族	1人につき 32,500円
		老人扶養親族（70歳以上）	1人につき 40,000円
		特定扶養親族・特定親族 (19歳以上23歳未満)	1人につき 52,500円
	⑤同一生計配偶者または 扶養親族等が障害者に 該当する場合(※)	普通障害者	1人につき 22,500円
		特別障害者	1人につき 35,000円
同居特別障害者		1人につき 62,500円	

(※) 障害者に該当する場合の控除は、16歳未満扶養親族である場合においても適用されます。

## 令和8年分扶養親族等申告書の再発行について

令和8年分扶養親族等申告書を提出した方が、申告書提出後に申告内容に変更が生じ、修正を希望される場合は、扶養親族等申告書を再発行しますので、年金課までご連絡ください。

- 再発行受付期間：令和8年2月27日（金）まで
- 提出期限：令和8年3月6日（金）【都共済必着】

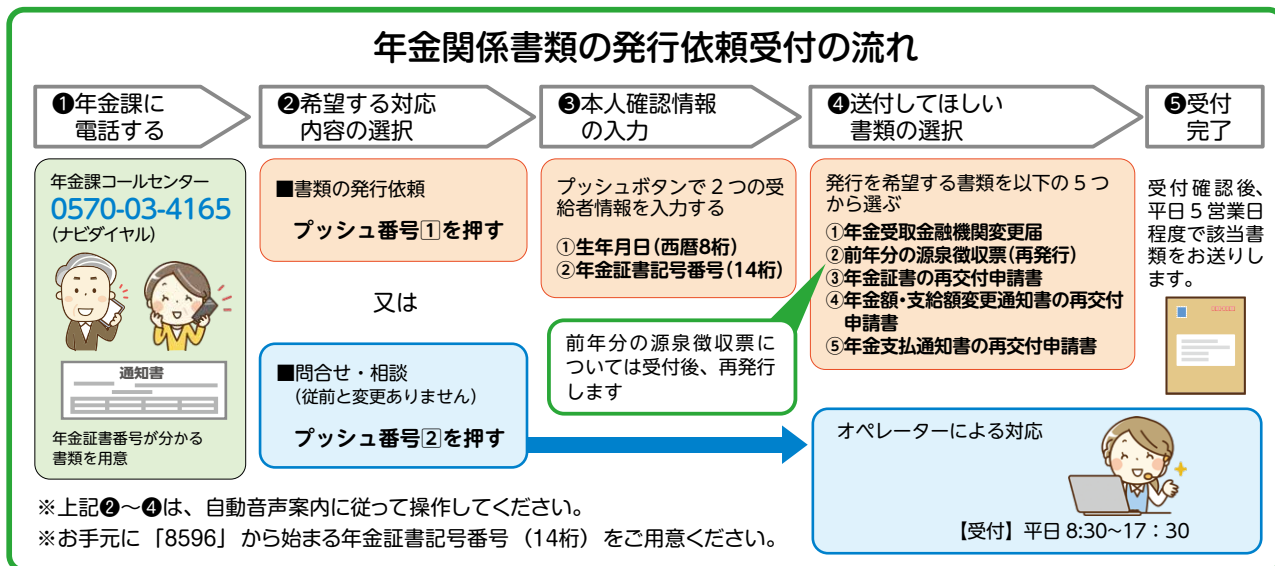
なお、申告内容の変更により、所得税の過不足が生じた場合は、令和9年2月頃の確定申告により精算をお願いいたします。

# 年金関係書類送付にかかる自動応答受付サービスを開始しました

—源泉徴収票の再発行はこちらから—

年金課

- 令和7年12月1日から、年金課コールセンターの電話を利用して、これまで相談員が受け付けていた5つの年金関係書類の発行依頼を、休日や夜間など、24時間、受付時間外でも自動応答にて受け付けるようになりました。



- ・再交付を依頼するための申請書等がお手元に届きましたら、記入の上、年金課まで郵送等により提出をお願いいたします。
- ・必要事項が記載された申請書が年金課に届きましたら、内容を確認次第、各書類を発送します。
- ・自動応答受付サービスから受け付ける源泉徴収票は、直近のものを再発行します。前々年など直近のものではないものの再発行を希望される場合は、電話またはメールでご依頼ください。

# 年金制度改正について

年金課

令和7年6月20日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和7年法律第74号)」が公布されました。

この法律による改正事項のうち、令和8年4月から変更される事項についてお知らせします。

## ●在職老齢年金に係る支給停止基準額の引上げ

在職老齢年金とは、賃金と厚生年金の合計が基準額(支給停止基準額)を超えた場合、超えた分の半額が支給停止される仕組みです。

高齢者の活躍を後押しし、働きたい人がより働きやすい仕組みとする観点から、支給停止基準額が月額51万円(令和7年度)から月額65万円に引き上げられます。

これにより、年金を受給しながら働く方々が、本来の年金額を受給しやすくなります。

## ●離婚時年金分割の請求期限の伸長

離婚する際、婚姻期間に係る厚生年金の計算基礎となる標準報酬額を分割することが可能です。民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が2年から5年に伸長されることに伴い、離婚時の年金分割請求の期限が、2年から5年に伸長されます。

※上記のほか今後予定されている改正事項については、共済組合ホームページをご覧ください。

# 四季の宿 箱根路 開雲

## 宿泊プランのご案内

箱根七湯を代表する箱根湯本の温泉と四季折々の旬の食材を使ったオリジナリティあふれるお料理をお楽しみください。

【ND-2602-01】

### 1泊2食付 人気のスタンダードプラン

宿泊期間：2026年2月1日(日)～2026年4月30日(木)

箱根路開雲ならではの創作和食をお楽しみください。温泉にのんびり癒された後は、「ゆっくり、のんびり、ほっとする」美味しい宴。お食事は季節によって変わります。

料金表	2名1室	3名1室	4名1室
日～金曜日	¥16,100	¥14,670	¥13,350
土曜・休前日	¥21,490	¥18,740	¥16,100
夏季料金	¥20,170	¥17,420	¥14,670

(消費税・入湯税込)



画像はイメージです

【ND-2602-02】

### 豪華舟盛り付 1泊2食付グルメプラン

宿泊期間：2026年2月1日(日)～2026年4月30日(木)

スタンダードプランに、海の幸満載の「舟盛り」がついたお食事プランです。姿造りを盛り込んだ舟盛りは、テーブルを一層華やかにします。(2泊目、3泊目はお刺身ではない内容へと変更となります。)

料金表	2名1室	3名1室	4名1室
日～金曜日	¥19,400	¥17,970	¥16,650
土曜・休前日	¥24,790	¥22,040	¥19,400
夏季料金	¥23,470	¥20,720	¥17,970

(消費税・入湯税込)



画像はイメージです

準組合員様がお申し込みの場合、同伴者も準組合員料金でご利用になれます。詳細はお問合せください。

遺族共済年金の受給者の方につきましては、一般料金のご案内となります。  
東京都職員共済組合員の退職者の方は共済施設利用証のご提示をお願いいたします。

※上記料金は一般室をご利用時、大人1名様1泊2食付の料金(消費税・入湯税込)です。  
※チェックイン15:00/チェックアウト10:00※キャンセル料は4日前から発生いたします。  
※お子様料金は施設へお問い合わせください。※お食事の内容は季節によって変更されます。

## 四季の宿「箱根路開雲」

運営：箱根 一の湯グループ

〒250-0311 神奈川県足柄下郡箱根町湯本521-4  
アクセス：箱根湯本駅から箱根湯本温泉旅館送迎バス(滝通りAコース)  
ホームページ：<https://www.ichinoyu.co.jp/kaiun/>

開雲  
HPは  
こちら



一の湯  
HPは  
こちら



平日利用がお得!

令和8年1月及び2月の月～木(ただし2月10日・11日を除く)に、ご宿泊の組合員様を対象に、1,000円または2,000円の館内利用券が当たる抽選を実施いたします。この機会に比較のご予約のとりやすい平日のご宿泊利用をお待ちしております。

ご予約の  
お問合せ ☎ 0460-85-6678 受付時間：9時～18時  
✉ [kaiun@ichinoyu.co.jp](mailto:kaiun@ichinoyu.co.jp)

※「共済施設利用証」は東京都職員共済組合の組合員期間が10年以上の方に送付しています。  
詳しくは東京都職員共済組合事業部厚生課(TEL:03-5320-7386)にお問い合わせください。

新年度のお集まりに是非!同窓会・クラス会のご利用也大歓迎!

春季  
限定

# 春のランチ&カフェPlan

ベイサイドホテル アジュール竹芝

2026.3/1(日)~5/31(日)

ランチとカフェをセットでお楽しみ  
いただけるお得なプランです。

お一人様  
税込 **8,470円** (税抜7,700円)

組合員・準組合員様価格

お一人様  
税込 **6,776円** (税抜6,160円)

## Lunch

3階 おまかせ会席 漣-さざなみ-  
11:00~14:00 (最終入店 13:00)

他のお客様に気兼ねなく  
掘り炬燵個室で貸切りランチ  
お昼の松花堂箱膳

お品書き

- ・季節の先付け
- ・春を楽しむ  
天婦羅盛り合せ
- ・旬の鮮魚お刺身三種
- ・春香る土鍋ご飯  
赤出汁 香の物
- ・春の紙鍋
- ・茶碗蒸し



## Cafe

4階 CAFE AZUR -カフェ アジュール-  
11:00~17:00 (最終入店 16:30)

ランチの後は竹芝ふ頭を  
望むラウンジでティータイム

午後のケーキ&  
カフェセット



おみやげに是非!

本プランをご予約のお客様限定  
AZURオリジナル 春のパウンドケーキ  
特別価格でご提供! ※詳しくはお問合せください。



※仕入れの都合等によりご提供内容の一部変更の可能性があります。 紙鍋は4名様より、 ※個室のご利用は10名様まで、 ※駐車料金のサービスは1グループにつき1台/2時間まで、 ※写真はイメージです。

BAYSIDE HOTEL  
**AZUR**  
takeshiba

要事前予約 5日前まで/大人2名~20名様まで

ご予約・お問合せ

**03-3437-2320** 受付時間  
11:00~18:00

ベイサイドホテル アジュール竹芝 〒105-0022 東京都港区海岸1-11-2  
JR各線「浜松町駅」北口より徒歩7分、東京臨海新交通ゆりかもめ「竹芝駅」より徒歩1分

[www.hotel-azur.com](http://www.hotel-azur.com)

アジュール竹芝

AZR0013/25.11/No1

## 東京都職員共済組合 シティ・ホール診療所

東京都庁第二本庁舎 17階 北側

問い合わせ先 **03-5320-7358** (受付)



診療科：内科・整形外科・皮膚科・眼科・  
耳鼻咽喉科・歯科口腔外科

受付時間：午前 **8:45~11:00** / 午後 **0:30~3:45**

※ 重症化リスクの高い方もいらっしゃいますので、院内ではマスクの着用をお願いいたします。

※ 発熱・風邪症状の方も受診可能です。

※ 受診される際は必ず休診予定をご確認ください。(ホームページに掲載しています。)

《東京都弘済会のページ》



東京都弘済会がご紹介する「SOMPOケア」  
介護付ホーム・サービス付き高齢者向け住宅のご案内

会員の皆さまへの2大特典！！

特典1

月払い・前払いプラン共に

家賃相当額の1か月分割引！

※一部優待割引対象外の施設がございます  
※共有分家賃は割引の対象となりません

特典2

介護に関するお困りごと相談無料

SOMPOケアへお繋ぎいたします



—ご注意—

- ・弊社ホームの資料請求や見学依頼を、WEB比較情報サイトや紹介事業者等から行っている場合は優待割引対象外となります。
- ・弊社ホームへの初回入居時の一回限りの優待割引適用とし、その他の優待割引制度との併用はできません。
- ・一部優待割引対象外ホーム、また一部の契約プラン、在宅サービスは優待割引対象外となります。
- ・既にご入居されている方、また入居契約後の優待割引適用はお受けできません。
- ・初回問い合わせ時に必ず「入居者紹介制度」の利用をお伝えください。申し出が無い場合、優待割引適用外となります。
- ・掲載内容につきましては、予告なく変更または中止する場合がございます。

資料送付ご依頼の方  
へ無料プレゼント

～介護のご相談・施設見学予約～ まずはお気軽にお問い合わせください  
一般財団法人東京都弘済会 保険課 電話 0120-71-5081

楽しく歩いて人生100年

駒沢公園歩こう会 駒沢公園内を街道に見立てて楽しく歩きましょう 東海道五十三次・中山道六十九次

- ・実施日：毎月第1・第3土曜日、第2・第4水曜日 8:30～11:30
- ・休み期間：7月と8月、12月第4水曜日と1月第1土曜日
- ・入会金：500円(税込)、年会費はありません。
- ・街道の宿場を通過するごとに、宿場の「版画カード」を差し上げます。
- ・京都到達時には記念品を差し上げます。



令和8年度当初実施予定事業(令和8年2月から順次募集)

いきいきトレッキングクラブ(各回10名程度)

低山や丘陵を歩きます

令和8年4月 今熊山

令和8年6月 高尾山(1号路)

東京まち見学会ほか(5月30名・6月40名程度)

魅力あるスポットの見学や日帰りバス旅行

令和8年5月 文化と歴史を感じる早稲田

令和8年6月 健康増進旅行(清里散策とさくらんぼ狩り)

東京健康増進歩こう会(各回30名程度)

まち歩きを楽しみながら健康づくりを行います

令和8年4月 神宮外苑

令和8年6月 田端から王子

春の「いきいき寄席」(700名程度)

三遊亭圓王ほか出演予定

令和8年5月22日(金) 於たましんRISURUホール

事業の詳細・申込方法等はホームページをご覧ください。(応募者多数の場合は抽選となります。)



一般財団法人 東京都弘済会 公益事業課 中央区湊1-12-11 電話 03-3551-1101

## 東京消防庁のご退職者の皆さまへ

### 自動車保険・火災保険の団体扱割引があります!!

#### 建物や家財を守る火災保険

団体扱年一括払だと約**14%割引**

台風や水災の備えも火災保険で!

地震の補償もしっかり付帯を!

#### 備えて安心の自動車保険

大口団体扱年一括払だと約**19%割引**

事故対応は**24時間365日**

事故サポートセンター(0120-256-110)

- ・東京消防庁の退職者対象の自動車保険は、福利厚生制度の一環として大口団体扱割引率が適用され、一般のご契約より割安な保険料でご加入いただけます。
- ・自動車保険の大口団体扱割引率は、大口団体扱割引増引制度により、団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され、変動する場合があります。
- ・自動車保険の大口団体扱割引率約19%（大口団体扱割引15.0%、団体扱年一括払5%）は、保険始期が2026年1月1日～2026年12月31日のご契約に適用されます。
- ・火災保険の団体扱割引率約14%（団体扱割引10%、団体扱年一括払5%）は、2025年4月1日～2026年3月31日のご契約に適用されます。尚、地震保険料には、上記割引は適用されません。
- ・このチラシは「THE クルマの保険（個人用自動車保険）」「THE すまいの保険（個人用火災総合保険）」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ・団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

退職後も**現金不要**でお手続可能です。(ご指定の口座からの引き落としとなります。)

(引受保険会社)

#### 損害保険ジャパン株式会社

公務文教営業部 東京公務課  
〒160-8338  
東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL: 050-3808-5536 FAX: 03-6388-0163  
【受付時間】9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

お問い合わせ先(取扱代理店)  
東京消防団体損害保険代理店



有限会社 報恩会

報恩会

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-34-4神田グロウビル5階  
TEL: 03-5207-2371 FAX: 03-5207-2372  
フリーアクセス・ひかりワイド: 0120-916-528  
【受付時間】9:00～16:45(年末年始・土・日・祝日を除く)  
<https://www.hoonkai-sompo.co.jp/> SJ25-07946 (2025/11/7)



(一財)東京都人材支援事業団の  
退職会員の皆さまのための

## 特別な自動車保険

### 新規見積もり キャンペーン実施中!



「ネットからの見積もり依頼」でもれなく**デジタルギフト**を  
進呈中! \*一部地域を除きます。

\*なお、同一のお客様に配布可能なデジタルギフトの金額に制限がございますので、詳細は取扱代理店までお尋ねください。

見積り依頼は  
こちらから

東京エイドセンターHPをご覧ください。



#### POINT1 デジタルサービス\*1が充実

- ◆Webで手続き ◆ドラレコ見守りサービス
- ◆自動車事故報告 ◆運転技能診断



\*1 商品・サービス内容や割引の正式名称・適用条件・割引率(縮小含む)などは保険会社によって異なります。

#### POINT2 東京エイドセンターならご退職後も 東京都人材支援事業団退職会員になることにより、 継続して団体扱割引約24%が適用 されます。

皆さまがお持ちの  
無事故割引に加えて **約24%割安**

ご家族\*2  
自動車保険も  
加入できます。

- 団体扱割引20%適用。
- 団体扱年一括払は一般契約年一括払に比べて5%割安です。
- 上記割引率は、次のとおり、団体扱割引等を連算して算出しております。  
1-((1-団体扱割引・20%)×(1-団体扱年一括払割引分・5%))

\*2 配偶者(配偶者には内縁の相手方および同性のパートナーも含まれます。)\*および同居のご親族(別居の扶養親族を含みます。)\*がお持ちの自動車もご契約いただけます。

\*団体扱割引率は、東京都人材支援事業団団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され変動する場合があります。上記団体扱割引は2025年4月1日～2026年3月31日までに保険期間を開始する契約に適用できます。\*団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者、お車の所有権が引受保険会社の定める条件を満たす場合のみとなります。\*詳細は東京エイドセンターまでお問い合わせください。\*一部共済のノンフリート等級(無事故による割増引)は継承できません。\*このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(引受保険会社)損害保険ジャパン(株)、東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、共栄火災海上保険(株)、楽天損害保険(株)、日新火災海上保険(株)、AIG損害保険(株)

SJ24-11811(2024/12/11) 24TX-004773(2024年12月作成)

「自動車保険」のお問い合わせは

東京エイドセンター自動車保険部

TEL 0120-615-810 受付時間 平日9:00～17:00

現職でも 退職後でも 安心のサポート

(一財)東京都人材支援事業団指定幹事損害保険代理店



〒163-0943 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モリス16F

## 共済組合年金課からのお願い

年金課に電話をおかけになる場合、以下の時期・時間帯は、電話が大変混雑し、つながりにくくなることがあります。下記、年金課メールアドレスを活用したお問い合わせにご協力くださいようお願いいたします。

また、メールでのお問い合わせの際には「8596」で始まる年金証書記号番号又は基礎年金番号、氏名、連絡先電話番号の記載も合わせてお願いします。

**年金課メールアドレス：S9000063@section.metro.tokyo.jp**

### 電話が混み合う時間・時期等

- 月曜日など休日明けの午前中、平日の12時から13時まで
- 年金支給日の前後（偶数月の9日～16日頃）
- 「年金支払通知書」等の通知書を発送する時期（毎年6月上旬から中旬）
- 「公的年金等の扶養親族等申告書」手続期間中（毎年10月中旬から11月中旬）
- 「公的年金等の源泉徴収票」の発送から確定申告時期（毎年1月上旬～3月中旬）

**こんなときは必ずご連絡ください！ (0570) 03-4165**

受付時間 平日8時30分から17時30分まで

お問い合わせの際は、**年金証書記号番号又は基礎年金番号**をご用意ください。

- 年金受給者が死亡したとき
- 電話番号が変わったとき  
(緊急時のご連絡ができず、大変ご迷惑をおかけしてしまう可能性がございます。日中、連絡のとりやすい番号をご登録ください。)
- 外国に居住するとき・外国で転居したとき・日本に居住地を戻したとき
- 再就職したとき（公務員への再就職、国会・地方議会議員になったとき）
- 年金受給者の所在が1か月以上明らかでないとき
- 「年金加入期間確認通知書」が必要なとき
- 受取金融機関を変更したいとき  
(変更処理には多少の時間を要しますので、新しい口座に年金が振り込まれたことを確認するまで、それまでの口座は解約しないようお願いいたします。)
- 遺族年金・通算遺族年金・遺族厚生(共済)年金を受給している方が婚姻したとき（事実上の婚姻関係に入ったときを含みます。)
- 65歳未満で退職共済年金または老齢厚生年金（公務員厚年）を受給している方が、雇用保険法による失業給付の申込みをしたとき（※）や高齢雇用継続給付を受けるとき  
(※)65歳未満で失業給付を受けると、退職共済年金(職域年金相当分は除く)や老齢厚生年金は、その全額が支給停止になります。)
- 加給年金額の対象となっている方に、離婚・養子縁組・死亡等の異動があったとき
- 加給年金額の対象となっている配偶者（厚生年金加入期間20年以上）が、新たに年金を受給することになったとき（国民年金の老齢基礎年金を受給する場合を除きます。)
- 障害共済年金もしくは障害厚生年金の障害等級が1級・2級の方が、新たに加給年金額対象者に該当する配偶者や子を有したとき

◆ 介護施設等に移られるなどで、住民票上の住居を不在にされる場合は、郵便局へ転送届をご提出ください。

共済組合ホームページ

Q&A 年金情報 保養施設案内等

インターネットURLは、<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>



ねんきんだより No.144 令和8年1月31日発行 登録番号(6) 13

東京都職員共済組合事務局年金保険部 〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1都庁第一本庁舎北塔39階

0570-03-4165【ナビダイヤル】受付時間 平日8時30分から17時30分まで

印刷所 / 株式会社アイネット

